



暖かい心 広い視野 行動力

# もりちゃん通信

大分県議会議員 守永信幸活動報告

発行責任者

守永信幸

〒870-0022

大分市大手町3-2-9

TEL 097-532-4919

FAX 097-534-6598

## 地域経済の活性化のために 地方自治の尊厳と住民主体の行政



▲世界文化遺産に指定された国東宇佐地域のほだ場

2013年第2回定例会は、6月18日に開会、7月3日に16日間の日程を終えて閉会しました。今定例会では、大分県一般会計補正予算のほか、大分県立総合文化センター及び大分県立美術館を一体的に管理する指定管理者として公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団を指定する議案、おおいた子ども・子育て応援県民条例の制定などが上程されました。

本年度一般会計予算の補正に関しては、5月30日に世界農業遺産の認定を受けた「国東半島宇佐地域のクヌギ林とため池がつなぐ農林水産循環」に関連する事業で、世界農業遺産の周知・浸透と、地域や生産者が主体となった農林水産物の高付加価値化の推進のために啓発やロゴマークの制定、消費者等への情報発信などの予算が盛り込まれました。地域から元気づくりを進める事例として成功させたいものです。

また、おんせん県おおいた元気発信事業として、ツーリズム戦略を更に加速させるため、大規模集客施設と連携した情報発信やJR九州等とタイアップしたキャンペーンが展開される予算が新たに追加されました。

現在、NHK大分放送局の前で県立美術館の建設工事が始まっていますが、完成までの機運を高める企画として、アートで元気なまちづくり推進事業の予算が新たに組まれています。商店街におけるアートを核としたまちづくりを推進し、芸術文化ゾーンと一体となった中心市街地の賑わいの創出に取り組まれます。

議会開会当初に上程された議案とは別に、県職員等の給与の特例減額の議案が6月25日に提案され、7月1日からの実施と言うことで、6月27日には採決が行われました。この給与削減については、地方公務員の賃金の決定のあり方だけでなく、地方自治の本旨の尊重についての国の意識が問われる重大な課題ともなりました。地方自治の精神が尊重されること、つまり主権を持つ住民の意志が中央に左右されることなく尊重されることが大切です。地方公務員の賃金を削減することについては、住民から不平・不満が出ないのを良いことに、国が地方交付税の用途について関与し、国からの指導の実績を作っているのではないかと考えられます。地方交付税は地域における実態に応じて首長の自由裁量で使うことのできる財源で、私たちの身近な暮らしに直接関わりを持つ財源です。国の指導よりも、地方の市町村長や県知事の考え方が優先されるように注視していかなければなりません。



▲仮囲いアートの施された県立美術館建設現場

また、今回の給与の特例減額が地方の経済にどのような影響を及ぼすかを考えると、決してプラスに働くものではないと考えます。県の対応を受けて、市町村でも職員の給与を削減する議論がなされています。背景は県と同様ですが、現在県下18市町村のうち9市町村で職員団体との議論の結果、特例減額の実施が決定しています(2013年7月29日現在)。各市町村では広域合併や行財政改革により、地域における消費動向は既に激減しています。今回の臨時的な取扱いによって地方経済に厳冬の時代が到来するかもしれません。この様な措置が長期間にわたることのないようにしていかなければなりません。

# 議 会 報 告

第2回定例会では、一般質問に立つ機会を与えて頂きました。

今回取り扱ったテーマは、①子どもの貧困問題、②大分の地域経済観測、③野生鳥獣の保護、④地方公務員の給与の特例減額（給与の削減）の4項目です。質問の趣旨と当局答弁の概略を以下に記載します。皆様からのご意見を頂ければ幸いです。



## 1. 子どもの貧困問題について

### (1) 大分県における子どもの貧困問題について

**【守永】**子どもの貧困問題とは、人が生活する為の必要最低限の収入水準を下回る世帯での、子どもの教育環境、成長期の環境に格差が生じることから起因する様々な問題のこと。先の通常国会で「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、今後各自治体に新たな対応が求められる。国の調査等を通じて、本県における子どもの貧困の状況について分かっているのか

**【平原福祉保健部長】**子どもの貧困については、2010年に厚生労働省がサンプル調査を行い、貧困率は15.7%とされているが、県単位の貧困率については算出されていない。今回の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、「国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究を行う」こととされている。法の趣旨を踏まえ、今後必要な実態把握を行いたい。

### (2) 子どもの貧困対策について

**【守永】**病気や災害等によって親を亡くした遺児の皆さんに奨学金を貸与し、高校や大学への進学を支えている「あしなが育英会」が遺児家庭の生活の実態を調査している（表1参照）。この調査結果からも分かるように、子どもの貧困を改善するには、雇用の確保、所得の引き上げや給付が必要。現在行われている国の対策と大分県における対応状況はどのようになっているか。



平原福祉保健部長

**【平原福祉保健部長】**子どもの貧困対策として、教育面では、義務教育段階の放課後等の補充学習「学びの教室」などを行っている。高校の授業料について、無償化や減免の制度を設け負担の軽減を図っている。加えて、奨学金の貸与もしている。また、保護者への就労支援として、国は生活困窮者を対象とした就労支援や求職者支援訓練などを、県も職業訓練を実施している。

さらに、経済的支援として、国は児童手当などの現金給付の制度を設けており、県は低所得者世帯等を対象とした貸付金制度の実施や子どもに対する医療費助成事業を行っている。このほか、ひとり親家庭等の世帯を対象に、職業訓練の実施や母子自立支援員による相談などの就業支援、医療費助成や貸付金による経済的支援などを行っている。

### (3) 新法に基づく対応について

**【守永】**この「子どもの貧困対策の推進に関する法律」には、残念ながら、改善の数値目標的なものは盛り込まれていませんが、今後この法律を基に、国からの指導や助言があると思われます。今後どのようにするつもりか。

また、対応には、かなりのマンパワーが必要になると思う。人員配置や人材養成については、十分な対応が出来るようご配慮頂きたい。

**【平原福祉保健部長】**法では、「県は、政府が定める大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める」こととされていることから、県計画の策定に向け検討を進めるとともに、法の趣旨も踏まえ、教育、生活、就労などの支援に関係部局と十分に連携を図りながら、取り組んでいきたい。

**【守永】**子どもの貧困問題は、ここ数年大きな問題として報道などでも取り上げられた。市町村独自で

世帯の収入状況(1548世帯が回答)	
手取額15万円未満	62.4%
世帯の区分別平均収入月額	
全体平均	138,578円
父子家庭	191,374円
障害者世帯	138,578円
母子家庭	124,962円
父母以外が保護者の世帯	133,293円
地域別平均額	
北海道	125,006円
東北地方	124,648円
関東地方	137,060円
首都圏	157,592円
東海北陸地方	141,029円
関西地方	144,607円
中国・四国地方	128,177円
九州・沖縄地方	123,441円

子育てや教育で困ったこと(2585世帯が回答)	
項目	比率
教育費が不足する	65.2%
洋服や靴など用意できない	45.1%
お小遣いなどが上げられない	45.1%
子どもにアルバイトさせた	30.6%
教育費不足で学習や進学意欲の減退	23.8%
上の子が弟や妹のために大学進学を断念	10.4%
修学旅行・クラブ活動に不参加	9.2%

表-1 あしなが育英会による  
高校奨学生家庭アンケート調査結果

対策を講じる事例がある。

その一つが日田市の事例。日田市では教材費保護者負担軽減事業を行っている。2012年度の事業では、副読本、テスト・ドリル類、ノート・学習帳類の購入代として、小・中学生1人当たり6,500円～17,000円が公費で負担され、保護者の負担軽減が図られた。住民、子ども達の学ぶ権利を守るためにいち早く支援の手を差し伸べていることに敬意を表したい。広瀬知事も日田市出身ですが、このような取り組みについて知事のお考えは。

**【広瀬知事】**教育は大きな課題。義務教育段階における要保護、準要保護の児童生徒に対し、学校教育法に基づいて、市町村では学用品あるいは給食、修学旅行などの就学援助が行われている。さらに、大分県の18市町村中17市町村において、体育や道徳などの副読本を児童生徒に無償で配布したりしている。県としても教育の機会均等の精神に基いて、すべての児童生徒が、義務教育を円滑に受けることができるように市町村において適切な対応が行われることを勧奨していく。



広瀬知事

## 2. 地域経済の状況について

### (1) 県内企業の景気動向について

**【守永】**アベノミクスの評価は様々だが、期待感も含めて様々な企業が影響を受けた。大分県では500社訪問として、各企業を職員が訪問している。企業を訪問して感じる景気動向や県下の企業の特徴的な状況をどのように把握しているか。

**【商工労働部長】**企業の生の声を聴取、確認するため、この春に実施した500社企業訪問では、景気に明るさを感じる企業の割合が、昨年秋の調査に比べ、約1.4倍に増えている。また、半年後の景況感についても、「良くなる」と回答した企業の割合が、昨年秋の調査時から倍増した。

個別には、石油精製、化学、鉄鋼など高い稼働率が続いている業種がある一方で、造船のように世界的な供給過剰状態を受け、受注環境が厳しくなっているという声もある。また、円高是正により原材料調達コストの増を心配する向きもあるが、輸出型産業や観光業では有利に働いているという声も聞かれた。

このように県内企業の景況感は全体として改善しているが、一部に厳しい声もあり、今後とも現場主義を徹底し、企業との対話に努め、景気の動向を注視していく。

### (2) 経済の浮揚対策について

**【守永】**2011年度に、東日本大震災によるサプライチェーンの寸断やタイの水害による影響など、様々な要因によりマイナスが心配された。さらに昨年は北部九州豪雨災害も発生した。現時点での大分県下の景気の情勢をどのように観測し、どのような対策を検討しているのか。



**【西山商工労働部長】**東日本大震災や九州北部豪雨は、県内企業の経済活動に一時的に大きな影響を及ぼした。企業の西日本への生産体制シフトや迅速な復旧・復興対策の実施により、結果として経済面の押し上げ効果があった。

今後は、公共事業発注の本格化や円高是正に伴う生産・輸出の増加が、県内の消費や投資の拡大に波及し、本県経済の改善に繋がるよう期待している。

**西山商工労働部長** 本年度当初予算では、いわゆる「13ヶ月予算」により、格段の景気対策を講じたが、今回の補正予算案でも、経済波及効果の高い大規模イベントの誘致や、消費喚起と地域内の経済循環創出を図る商工会等による商品券発行への支援経費などをお願いしているところ。これらと併せ、引き続き県内経済を支える中小企業への支援策にもしっかりと取り組み、県内景気の浮揚に努める。

**【守永】**中心市街地にお店を持つ経営主から伺った話だが、「今年に入って、徐々に景気が良くなるかと思っていた。確かに昨年実績を上回る様子はあったが、5月連休明けから様子が変わり、人の動きがなくなった。大分市の中心市街地を活性化していくとの話を耳にするけれども、若者に希望をもって生きていける道筋が見えない。以前に比べ、地域を起す力が弱まっているのではないか」と言うのだ。

中心市街地を活性化させる、創るということは、形から入るだけでなく、そこで生きようとする人々の心を沸き立たせていくことが重要。それには、まず人づくり。そのような視点を持って中心市街地の活性化対策を考えて頂きたいと思うが、いかがか。

【西山商工労働部長】 中心市街地、郷土を盛り上げていくということで、各商工会の青年部の方々にお会いしても、皆さん元気にこの地を盛り立てていこうという気持ちが強いと感じられる。県も人づくりは大切と考えている。豊の国商人塾があるが、1987年から緒方智行氏を塾頭に活動しており、今年で27期になる。その間645名の卒業生を輩出している。商人塾では、単にノウハウを学ぶだけではなく、商人、商店街として個々がどういう志を持って、将来の大分を盛り立てていくかを、起業をともにしながら、座学やセミナーをしている。

県は、セミナーの開催や商人塾の運営経費を一部補助することによって、商人の人づくりを応援している。この645人が、県下各地で地域を盛り上げてくれている。また政策としては、個々の店作り、商店街の個店の魅力づくりを支援している。商店街の店主の意識を変えていく取り組みをしている。我々は今後も人づくりに焦点を当てながら、街づくり、商店街の魅力づくりに取り組んでいく。

### 3. 野生鳥獣等の保護について

#### (1) 野生鳥獣の保護の状況について

【守永】 県では傷病鳥獣対策として「大分県鳥獣110番救護所設置事業」を実施している。これは、野生鳥獣の保護と復帰を意図して傷病野生鳥獣に救護治療を施すもの。大分県獣医師会が受託し、県下に32名の獣医師が救護所の指定を受けている。例えばメジロなどの野生鳥獣が怪我をして飛べない場合に、かわいそうだと思った子ども達をはじめとする県民の皆さんが、最寄りの指定救護所に持ちこむ仕組み。怪我をした生き物を助けるのは、子ども達にとっては、優しさを育むきっかけになると思う。



巣から脱落したツバメの雛

現場がどのような状況なのか話を伺った。訪ねた動物病院では、年間80件程度の傷病鳥獣の持ち込みがある。巣から脱落したツバメや雀、窓ガラスに衝突して怪我をした鳩といった動物が多いとのこと。傷病鳥獣対策の補助対象が限定されており、その病院では持ちこまれる半数以上が補助対象外。区別するわけにもいかず、多くの負担を獣医師が負っていると聞いた。結果的に傷病鳥獣対策事業は、指定を受けた獣医師のボランティアによって運営されていると言える。お話を伺った獣医の先生によると、治療は当然のことだが、放鳥、放獣までのリハビリが多く獣医師の負担となっている。

野生鳥獣保護の取り組みについて、制度はどのようになっているか、制度の運用の現状がどのようになっているのか。



工藤農林水産部長

【工藤農林水産部長】 県では2002年度から「鳥獣110番救護所設置事業」を公益社団法人大分県獣医師会等に委託し、実施している。対象鳥獣は、本県に生息する在来の野生鳥類及びほ乳類で、原則、有害鳥獣であるイノシシ・シカ・カラス等は除外している。

2002年度から昨年度までの11年間に保護や治療を行った鳥獣は約2000件に上り、年間取扱い件数の平均は182件となっており、ほぼ横ばいで推移している。2012年度は、11カ所の動物病院等で、鳥類153件、獣類16件、計169件の保護・治療を行い、この内、41%にあたる鳥類65羽、獣類4頭を自然界に復帰させた。獣医師会には対象鳥獣の有無に拘わらず、

#### ボランティアに救われる小さな命～子犬・子猫の譲渡会～

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、2013年9月1日から施行されます。新たな法改正により、犬猫の飼育者の責務が強化されることとなります。併せて、県などでも、犬猫の殺処分がなくなるように努めなければならなくなります。

大分県では、ボランティアの方々の協力を得ながら、子犬や子猫の譲渡会が定例的（犬が月2回、猫が月1回）に開かれています。譲渡に向けての準備に、毎回ボランティアの方々が苦労されているようです。

昨年度の大分県動物管理所での実績を見ると、犬の捕獲・引き取り頭数は、1,409頭、うち所有者に返還できた犬が282頭、譲渡できた犬が403頭、結果的に殺処分された犬が724頭となっています。猫の引き取り頭数は2771頭、譲渡できた子猫が105頭で、2666頭が殺処分されています。これら殺処分がなくなるようにしていくには、飼い主の意識啓発を始めとし、県の対応の拡充も必要になると思われます。



子犬の譲渡会の様子

適切な対応をして頂いており、今後とも、連携を図りながら、希少種をはじめとした野生鳥獣の保護に努めていきたい。

## (2) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴う対応について

【守永】昨年9月に「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正が行われ、大分県は犬又は猫の引き取りを所有者から求められた時に、相当の事由がない場合には引き取りを拒否できるなど、飼い主に責任を強く求められるようになっていく。

一方で、県が引き取った犬又は猫について、殺処分が無くなることを目指して、所有者の発見や飼養の希望者を募集し譲り渡すよう努めなければならない。

この法律改正に伴い、引き取った犬や猫の保護や治療が現行の大分県動物管理所で対応可能であるか気がかり。同施設は30年ほど前に「狂犬病予防法」等に基づき設置された施設であり、所有者の発見や飼養希望者の募集などのために、引き取った動物を長期間保護できる設計ではない。法改正に伴い大分県としてどのように対応されるのかスケジュールや方針を伺う。

【富高生活環境部長】法改正に伴い、殺処分を減らし、できるだけ譲渡に努めることとなったが、そのためには、犬や猫を長期間飼育する必要がある。現行の動物管理所では一時保管する設備はあるものの、長期間飼育する設備としては、十分ではなく、動物管理所や保健所における飼育体制や譲渡方法等の検討が必要となる。今年度、動物愛護関係者、教育関係者、獣医師等で構成する「大分県動物愛護推進体制あり方検討会」を新たに設置し、飼育体制や譲渡方法等、法改正に伴う必要な体制について検討していく。



富高生活環境部長

## 4. 地方公務員の賃金カットについて

### (1) 地方交付税の削減について

【守永】7月1日から来年3月末までの間、県職員等の給与を特例的に減額することについて、労使による協議が行われ、去る6月18日に知事と職員団体とで交渉を行い、合意に至ったと伺った。

この問題については、2013年度の地方財政計画の中で、地方公務員の賃金を国家公務員と同様に削減することを前提として、地方交付税から平均7.8%分の財源が削られたことに端を発している。この問題は全国知事会でも「大義名分が無い。地方は国を上回る行財政改革をやっている」と強く反発をしてきた。広瀬知事も、国に対して、交付税削減をしないよう、度々に要請されたと伺っている。

現に、大分県では2004年度から2年9ヶ月の間、2%の給与削減を行い、2004年度から2011年度までの8年間で合計1,030人、率にして17.9%もの人員を削減した。

また第1回定例県議会では、「地方自治体の主体性の保証を求める意見書」を採択した。国は地方交付税の用途を限定してはならないにもかかわらず、一方的に賃金削減を前提にして予算化しており、これは地方自治そのものを蔑ろにするもの。あらためて、国の地方交付税の取扱いをどのように思うか知事の見解を伺う。

【広瀬知事】私は知事就任以来、県民中心の県政を推進していくためには、しっかりとした行財政基盤の構築が不可欠と考え、国や他県に先駆けて行財政改革に取り組んだ。とりわけ、総人件費の抑制については、行財政改革プランや中期行財政運営ビジョンに基づき、大幅な定数削減や級別職員構成の見直しなどに取り組んできた。加えて2004年7月から2年9ヶ月間、臨時特例的な措置として給料カットを行い、これまでに約455億円の削減効果を上げてきた。

このように、本県をはじめ地方のこれまでの行財政改革の努力を考慮すると、国が2012年度から独自に給与の削減を行っているからと言って、地方も減額することにはならないのではないかと、累次にわたり国に申し上げてきた。にもかかわらず、2013年度地方財政計画において、地方公務員給与の願額を前提に給与関係経費が削減され、地方交付税や義務教育費国庫負担金が大幅に削減された。

もとより、地方公務員給与は、給与の公民比較に基づく人事委員会勧告を尊重すべきという基本姿勢に立ち、職員団体との話し合いを経て、議会の議決により決定する仕組みとなっている。また、地方交付税は地方固有の財源であり、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地域において標準的な行政サービスを提供できるよう財源を保証するもの。従って、国が一方的に給与削減を前提として地方交付税等の削減と併せて給与減額を要請したことは、その内容も手法も遺憾であると、これまでも申し上げてきた。今後も機会を捉えて、また全国知事会なども通じて強く要請していく。

## (2) 地方交付税削減により生じた財源と財政調整用基金確保の考え方

【守永】今回、広瀬知事は、財政の健全性の確保の観点から、国の意向を踏まえ、職員組合に給与削減の提示をされた。今回の提示について、マスコミで報道される際に、既に実施されている国家公務員の給与削減が紹介され、国家公務員の給与削減分が東日本大震災からの早急な復旧と復興を図るための財源として使われると紹介された。国が国家公務員の給与を削減しようとした際に、それだけではないにしても、そのような趣旨が唱われたのは確か。また、給与削減と同時に、国家公務員に労働基本権を付与する法案の成立をめざす動きも背景にあった。

一方、今回の地方公務員の賃金削減の国からの要請にあたっては、給与削減額見合いで、防災・減災事業と地域の活性化等の緊急課題に対応するための経費が地方財政計画に計上されており、国家公務員の削減分の扱いとはちょっと異なる。しかし、県民の皆さんには、その様な情報が正しくは伝わっていません。ほとんどの方が地方公務員の給与減額分も東日本大震災の被災地復旧・復興に使われるものと誤解され、大分県民の多くは、東日本の復興を進めるためなら、公務員は賃金削減ぐらい我慢しろという雰囲気にあるのではないかと私は感じました。

この削減による財源は全国ベースで言うと約9千億円だが、これについては、東日本の被災地への支援予算ではなく、全国各地域における防災・減災予算に約6千億円が充てられ、地域の活性化に約3千億円を充てるという状況。地域の元気づくり事業に関しては、大分県には約18億円ほどが地方交付税で措置されると見込まれていますが、この財源は、今回の補正予算や当初予算の新規事業に活用されたと伺っている。防災・減災対策でも、本県では、既に当初予算で244億円余りが計上されている。

その結果、県の当初予算では地方交付税が削減されたことから、財政調整用基金（つまり県の蓄えた貯金）を、大きく取り崩さざるを得なかった。職員給与を削減しないために、県の貯金を取り崩したままでは、県民の理解が得られないのではないかと知事は心配されたようだが、職員の働きぶりや地方公務員の給与の決定原則を考えれば、職員の給与を守るために基金を大いに活用して頂きたいという思いもあった。

今回の地方交付税の削減は、人件費の削減をターゲットとした手法だったので、人件費のために基金を取り崩すということにダイレクトに繋がる。単に交付税が削減されただけであれば、使途を検討した上で、必要に応じて基金を取り崩すかどうかを判断することができたはず。地方交付税の趣旨を考えれば、配分の積算手法としての指針は別にして、使途を制限せず、地方自治体の自主性を尊重するよう強く求めていかなければならない。

本県のように財源の3割近くを地方交付税に依存する地方自治体は、地方交付税の算定の在り方次第で、厳しいやりくりをせざるを得ない。財政担当者のご苦勞はよく解るし、持続可能な財政基盤の確立のために300億円の基金確保が必要と言われる意味も良く理解しているつもり。国から突然地方交付税の算定の見直しをされ、大幅に削減された場合に身動きが取れなくなって県民サービスに不都合を生じることを心配されているのだと思う。しかし、職員の賃金は、行政サービスを支えるものであり、安易に削減されることがあってはならない。優秀な人材を確保し、質の高い県民サービスを提供し続けるためにも、本来の給与決定原則に基づき、職員の給与水準を確保することが必要。

基金の300億円が維持できないからと言って、直ちに給与を削減するという考え方ではなかったと思うが、あらためて職員の給与と基金の関係について、知事の考えを伺う。

【広瀬知事】財政調整用基金は、経済事情の著しい変動により大幅な収入源が生じた場合や、災害の発生など突発的な支出増加を余儀なくされる場合に、歳入または財源不足を埋め、県民サービスに影響を与えないよう、持続可能な財政運営を担保する役割を持っている。

例えば2004年度当初予算では、いわゆる「交付税ショック」により、252億円もの地方交付税等が削減され、大幅な歳入不足が生じましたが、基金を活用し、県民サービスの低下を招くことなく、危機的状況を凌ぐことが出来た。

一方職員の給与は、給与決定原則により決めるべきものと認識している。今回は、基金が300億円を割り込むから直ちに給与を減額するというのではなく、給与の減額を前提として地方交付税等が削減されたことも踏まえ、給与関係財源の削減には、やはり給与の減額で対応し、持続可能な財政基盤を確保しなければならないと考え、やむを得ず臨時・特例的な措置として、給与を減額するもの。



広瀬知事

いずれにしても、持続可能な行財政運営のためには基金の安定的な確保が重要であると考えている。

### (3) 職員への思いについて

【守永】今回の交渉の妥結に当たり、職員団体の代表者から、「給与の削減という痛みを受け入れると同時に、公務に対する責任を引き続き担う覚悟である」との発言があったと伺いました。県の職員や教員の強い使命感の現れだと思えます。

一昔前の話になりますが、私の同僚であった農業改良普及員の女性職員が台風通過の直後に農家の被害状況を把握するために職場に駆けつける際に、お子さんから「こんな時に仕事に行かなきゃならないの」と聞かれて、「これがお母さんの仕事だから」と答えて家を出たと話してくれました。どんな状況にあっても、県民の皆さんに行政の責任を果たしうるのは、自分の職責を全うしようとする多くの職員が持つ公務員魂です。とりわけ、昨年の九州北部豪雨災害からの復旧・復興や景気対策としての公共事業の増加等により、職員の負担も大きく増大しています。このような厳しい状況にある職員に対し、知事はどのような思いでおられるのか、あらためてお聞かせ下さい。

【広瀬知事】私はこれまで、国や他県に先駆けて、行財政改革に取り組んできた。その中には給料の減額や定数削減等、職員にとって大変厳しいものでもあったが、職員は一丸となって取り組んでくれた。現在も、昨年の豪雨災害からの復旧・復興をはじめ、県民サービスの向上のために汗を流し続けてくれている。

それだけに、今回の減額については、非常に思い悩んだが、職員団体と誠意を持って話し合った結果、理解と協力を得ることが出来た。話し合いにおいて、「厳しい職場実態が続いている中での減額は、職員にとって大きな痛みを伴うが、県民サービスを低下させるようなことはしない」と言う旨の発言があった。職員としての使命感に、大変感銘を受けた。

私は、職員は県行政や県の教育行政にとって、かけがえのない財産であると考えている。全ての職員に志を高く、また意欲を持って、日々の業務に取り組んでもらいたいと考えている。その為には、職員が心身共に健康で、持てる能力を十分発揮できるようにすることや、職員が自由闊達に議論できる風通しの良い職場づくりを進めることが極めて大事である。私としても、職員の思いを受け止め、職員と一緒に県民中心の県政の実現に向けて取り組んでいきたいと考えている。

【守永】知事にはその様な姿勢で、職員を見守りつづけながら、やり甲斐をもって働き続けられる職場環境を作って頂きたい。自分が何のためにこの職についているのか。やはり県民が喜ぶ姿を見てこそである。逆に、県民の喜ぶ姿を見ることによって、どんなに苦勞をしても報われる。ただどんなに日々努力しても、給与が上がらない。この様なときには減額されるということで、どうしてもモチベーションが保てないと言うことがあるとも思いますので、そういった部分は、職員の気持ちをくみ取って、最大限のケアをお願いしたい。

### (4) 各市町村への指導について

【守永】今回、県職員等の皆さんの協力を得て、交付金削減に対応するのですが、市町村についても、同様の地方交付税削減がなされています。市町村に対する指導は、県が行うのだろうが、国のやり方に対して知事が反感を持たれたように、国と同様の指導を市町村に対して県が行えば、市町村の地方自治の自主性を蔑ろにしてしまうことになる。地方自治の本旨を大切に思われるのであれば、各首長や各議会の自主的な判断に委ねるべきだと考えるが、今後の市町村に対する指導をどのように考えているか。

【島田総務部長】市町村職員の給与については、各市町村で自主的に決定すべきものであるが、本県では多くの市町村で「わたり」や級別職員構成の偏り、自宅に係る住居手当など、他県では既に是正済みの課題が多く残っている。県としては、市町村職員の給与が住民の理解と納得が得られるものとなっているかという観点から、助言を行っている。



島田総務部長

今回、国から給与減額の要請が行われたが、これは都道府県だけでなく、市町村にも向けられたものである。国が地方交付税を削減し、地方に給与の減額を要請したことに対する不満は市町村にもあると思うが、職員の給与をそのままにすれば、今後の住民サービスの確保に課題が残ることは、県も市町村も同じ。県としては、各市町村において住民の理解と納得が得られる判断がなされるよう、引き続き県の考え方や他団体の取組状況などの情報を提供するとともに、市町村からの相談に応じていく。

【守永】市町村への指導に当たっては、市町村の自主性を損なわないようお願いしたい。

# 憲法は誰のために

7月21日に行われた第23回参議院議員選挙は、自民党の圧勝に終わり、衆参のネジレはなくなりました。改憲を進めようとする勢力が増大し、参議院での2/3要件にあと8議席にまで迫っています。今回の選挙を睨んでの政府与党の発言は、当初96条の発議規定のハードルを下げたいとの内容でした。憲法を変えた方がいいと考える人が大勢いても、1/3の議員がダメだと言えれば発議もできないのはおかしいとの組み立てです。しかし、2/3以上の議員を説得もできずに発議しようとする内容は、改定案として十分なものは無いと考えるべきでしょう。ハードルを下げ改憲し易くしておいて、私たち国民にとって大切な条項を安易に改訂してしまうのではないかと気がかりで仕方ありません。



▲嘉手納基地から飛び立つ空中給油機

しかも安倍総理は自民党への支持率の高率維持に気をよくしたのか、憲法9条を改訂するとまで言及しています。その様な中で、行われた参議院選挙がこの結果です。

しかし、自民党に票を投じたのは、比例代表選挙で見ると、約34.7%に過ぎません。

先に示された自民党の改憲案の気になる改訂項目は次のとおり。「天皇の元首化」「国旗国歌尊重条文の新設」「戦力不保持・交戦権否定の削除」「国防軍保持条文の新設」「基本的人権を抑制する表現への変更」「選挙の秘密保持尻抜け表現」「思想・良心の自由を”侵害せず”の表現変更」「国等の宗教活動禁止の尻抜け表現」「集会・結社・言論・出版その他の表現の自由制限条項」「家族は助け合え条文の新設」「搜索・押収を受けない権利の削除」「公共の福祉を公益・公の秩序に書き換え」「拷問”絶対”禁止の表現削除」「国務大臣”文民”要件を”現役軍人でない”に変更」「緊急事態の章新設、宣言がでたら何人も国その他公の機関の指示に従う義務」「憲法改正手続きの緩和」「天皇による改憲交付時の”国民の名で”削除」「基本的人権を定めた第97条削除」「国民の憲法尊重義務新設(憲法の基本的機能の逆転)」等々。

つまり、「国民主権」や「基本的人権」が否定され、「平和主義」が否定され、国家権力の優先される社会をめざしたものとなっているのです。

立憲主義を完全に否定する内容です。私たちの選挙結果から来る選択が、戦前の「いつかきた道」をたどることとなる前に、私たちが草の根を張っていくべきでしょう。皆さんはいかが思われますか。



## 行動日誌

- |   |   |
|---|---|
| 4. 15 子宮頸ガン予防対策、成功事例に学ぶ学習会                    | 6. 5 原水禁対県申し入れ                            |
| 17 商工労働常任委員会合                                 | 6 津留地区体育協会理事会                             |
| 20 県日中友好協会常任理事会                               | 14 議会事務局職員研修(講演)会                         |
| 20 商業界大分同友会定例講演会                              | 15 商業界大分同友会100回記念講演会<br>(講師:鍵山秀三郎氏、緒方知行氏) |
| 21 地方交付税削減に対する反対集会                            | 18 県議会第2回定例会開会(~7/3)                      |
| 21 岩田町3丁目定期役員会                                | 22 大分県日中友好協会理事会                           |
| 22 県民クラブ地域研修in宇佐(~4/23)                       | 27 県議会一般質問に立つ                             |
| 23 大分政経懇話会(講師:野田美和子氏)                         | 29 県職員テニス大会                               |
| 24 県民クラブ県外研修(~4/26)                           | 29 守永信幸後援会総会                              |
| 27 メーカー中央大会                                   | 7. 3 人と自然の環境・資源対策特別委員会                    |
| 27 社会科学研究会                                    | 4 熊本大学社会連携科日講講演                           |
| 5. 2 津留地区体育協会理事会                              | 4 津留地区体育協会理事会                             |
| 3 建国記念日講演会(講師:森英樹氏)                           | 11 吉富県議異業種交流会                             |
| 9 教員採用取り消し事件裁判傍聴                              | 14 津留地区校対抗グランドゴルフ大会                       |
| 10 自治労自治体議員連合会議研修会                            | 21 参議院議員選挙投票日                             |
| 12 社民党政策フォーラム                                 | 24 中九州・地域高規格道路促進期成会総会                     |
| 14 商工労働企業常任委員会所管事務調査<br>(5/23、24、30、31、6/6、7) | 24 城東原川地区球技大会拡大実行委員会                      |
| 16 大分政経懇話会(講師:金重凱之氏)                          | 25 大分政経懇話会(講師:小和田哲男氏)                     |
| 19 津留地区体育祭                                    | 26 自治研大分県集会(~7/27)                        |
| 26 津留地区体協理事会&総会                               | 28 全国高等学校総合体育大会総合開会式                      |
| 29 県民クラブ学習会(講師:藻谷浩介氏)                         | 28 犬の譲渡会                                  |
| 30 第22回勤労協ゲートボール大会                            | 30 商工労働企業委員会県外調査(~8/1)                    |

## お知らせ

- ◇「商工労働企業常任委員会」と「人と自然の環境・資源対策特別委員会」に所属しています。
- ◇県議会や私の活動に関する報告会を皆さまの要請に応じて開催いたします。数人の集まりでも結構ですので、是非ご検討下さい。日程を調整させていただきます。
- ◇守永信幸後援会の会員を常時募集しています。年会費3千円です。守永の活動を支援してやろうという方、是非ご加入をお願いします。(連絡先:097-532-4919 担当=後藤)

## 編集後記

参院選は、皆様にお世話になりました。結果として大差を埋める事が出来ませんでした。力の無さを悔やむばかりです。今回感じた課題を糧として次に繋げたいと思います。▲県民クラブの控え室に「誰もが安心して暮らせる大分県づくり条例をつくる会」の皆様が、条例制定に向けてのご挨拶に見えました。いわゆる障がい者差別禁止条例です。今回の紙面では触れられませんが、重要な課題です。